



ご当地 **よ坊さん** 茨城

茨 歯 会 報

No. 655

茨城県歯科医師会
Ibaraki Dental Association

April
2024
令和6年

4



Contents

デンタルアイ	1
今湊 良証	
理事会報告	4
会務日誌	5
地域保健委員会だより	8
スポーツ歯科委員会だより	14
専門学校だより	16

表紙写真について

豊臣秀吉が一夜にして築いたと伝えられる墨俣一夜（岐阜県大垣市）

（社）茨城県南歯科医師会 齊藤 澄夫

「そうだ！学会に出よう！」 PART2



常務理事 学術部長
今 湊 良 証

日頃より会員の先生方には県歯学術事業にご参加ご協力いただき有難うございます。

本原稿は3月中旬に執筆しておりますので、3月24日の第32回茨城県歯科医学会は終了しております。いかがでしたでしょうか？残念ながら参加が叶わなかった先生方は、県民公開講座における県民向け講演、市村歯科医院（土浦市）市村和大先生の【最後まで口から食べる！】を実践するために必要なことを3月30日（土）～4月21日までのオンデマンドによるオンライン配信をご試聴ください。下記QRコードか「茨城県歯科医師会」HP <https://www.ibasikai.or.jp> へアクセスしてください。

県民公開講座ですので患者様にご案内宜しくお願い致します。



ポスター発表4題は期間を定め特設ページに掲載しておりますのでご覧下さい。

さて、日本歯科医師会雑誌1月号（日歯医師会誌2024 VOL76 NO.10）の巻頭、日本歯科医師会高橋英登会長のメッセージ「今年の抱負「そうだ！学会に出よう！」はお読みいただきましたか？（以下引用は高橋会長に許可頂きました。）

【日本歯科医師会は、歯科医療界における「学術団体」であることから、日々の診療においても自らの研鑽、患者に高品質な治療を施すためにも学会活動は必須であります。（中略）歯科医療において専門特化された知識と技術を有することは歯科医師としてのモチベーションを高め、患者に信頼される歯科医師となりうるのです。そのためにも日々研鑽する姿勢を持ち続けることで、常に新しい歯科医学情報を取得しなくてはなりません。「死ぬまで勉強」「生涯学習」が使命であり、矜持でもあります。学会に出席すると自分の足りない部分を知らされます。焦りにも似た恐怖感を覚えることもあります。しかし、自らの無知を知ることから知への一歩は始まります。そして“もっと頑張らなくては！”とモチベーションアップに直結します。意欲をみなぎらせるための最善の近道が「学会参加」なのです。今一度、自らの歯科医療を振り返り、積極果敢に学会活動に参加し、歯科医師としての使命感に燃え、今年の辰年に因んで、活力旺盛になって一回りも大きく成長しようではありませんか。】

COVID-19後に学会、講演会、会議などハイブリッド開催も増えています。会場までの往復時間、交通費、宿泊費も無く、診療所や自宅でのパ

ジャマ姿でも参加が容易になっております。コロナ禍の功罪の一つかもしれません。茨城県歯科医師会員の先生方も学会のみならず各委員会の講演会にご参加宜しくお願い致します。

本稿では今年度開催および予定の下記6項目についてご説明致します。

1. 有病者歯科医療実践のためのスキルアップセミナー

日本有病者歯科医療学会・茨城県歯科医師会共催

講師 日本有病者歯科医療学会 指導医 専門医 茨歯会館にて20名限定、参加費用1万円の有料セミナー。

超高齢社会となり全身疾患を有する外来患者、在宅医療患者が増加する歯科診療において想定外および緊急時対応として有用なセミナーで手技実習と施設基準（か強診、外来環、歯援診）のための講義研修会です（日程調整中）。

今年度テーマは下記のどちらかを選択予定です（口腔内分泌物吸引、静脈路確保は研修済）。

①心肺蘇生（CRP&AED：最新のAHAガイドライン準拠）

- ・心肺蘇生シミュレータを用いて傷病者の評価法、適切な心肺蘇生手技を学ぶ。
- ・AEDトレーナを用いてAEDの使用方法を理解する。

②口腔内止血方法を用いて止血剤挿入

- ・切削縫合キットを用いて単純縫合から器械縫合までの手技を取得する。
- ・抜歯窩モデルを用いて止血剤挿入、縫合止血手技を取得する。

2. 令和6年度 日歯生涯研修セミナー

テーマ：「笑顔の溢れる健康長寿を目指して」

Aチーム テーマ：口腔機能管理の基本を見直す
田坂彰規先生（東京歯科大学）

超高齢社会における咬合再構成のための補綴診断と治療プロセス

古屋純一先生（昭和大学歯学部）

義歯と嚥下で考える口腔機能管理2つのストラテジー

Bチーム テーマ：QOL向上のためのトータルヘルスへのアプローチ

相田潤先生（東京医科歯科大学）データに基づく口腔と全身のヘルスプロモーション

前川賢治先生（大阪歯科大学）生命予後、健康寿命の延伸に寄与する補綴歯科治療

（各チーム2回を日程調整中）

3. がん医科歯科連携DVD講習会

厚生労働省委託事業「全国共通がん医科歯科連携講習会」

鹿行歯科医師会・茨城県歯科医師会共催

6月神栖市にて開催予定

4. 令和6年度 学術シンポジウム

10月6日（日）茨歯会館にて開催

東京都新宿区開業 常盤 肇先生

「アライナー矯正を知らう～トラブルを防ぐ為の基礎知識～」

5. 睡眠時無呼吸症講習会（日程調整中）

6. 第33回茨城県歯科医学会（併催 第41回茨城デンタルショー）

「そうだ！歯科医学会に行こう！」

令和7年3月2日（日）水戸プラザホテルにて5年ぶりの開催へご協力お願い致します。

COVID-19拡大防止のため第28回は中止、第29～32回は規模縮小し茨歯会館にて開催しましたが、第33回は会員の口演発表、ポスター発表、テーブルクリニック、各委員会企画を募集します。県民公開講座

は岩手医科大学の小林琢也教授に決定しております。

上記6項目は詳細が決定次第、案内文書や茨歯報ITにてご確認お願い致します。

ご不明な点がございましたら各地区県歯学術委員や県歯事務局にご連絡ください。

【そうだ！国政報告会と選挙に行こう！】

3月3日衆議院議員田所嘉徳先生の国政報告会にて特別講師 石破茂先生、田所嘉徳先生、指導監査、金パラ逆ザヤ問題などで日歯連盟、茨歯連盟にて大変お世話になっております上月良祐先生に御挨拶させて頂きました。

今年度も先生方の県歯事業と茨歯連盟にご参加ご協力を宜しくお願い致します。



事業所案内

宇都宮支店	宇都宮市平出工業団地37-6	TEL:028-613-5858
水戸支店	水戸市白梅2-8-18	TEL:029-225-6543
松戸支店	松戸市幸谷1504-4	TEL:047-345-3131
千葉支店	千葉市中央区浜野町879-1	TEL:043-305-1182
上野支店	台東区台東2-23-7	TEL:03-3832-8241
古河支店	古河市下山町9-60	TEL:0280-30-1582
福島支店	福島市鎌田字卸町4-1	TEL:024-552-1161
世田谷支店	世田谷区玉川台2-11-17-101	TEL:03-5491-7595
練馬営業所	練馬区豊玉北4-14-11 1F	TEL:03-5912-1180
横浜支店	横浜市磯子区中原2-1-19 1F	TEL:045-770-4182
前橋支店	高崎市京目町176-2	TEL:027-350-8241
厚木支店	厚木市酒井2087-14	TEL:046-228-5550
大宮支店	さいたま市見沼区東大宮7-41-1	TEL:048-688-1740
盛岡上堂支店	盛岡市上堂1-6-5	TEL:019-648-2777
盛岡本宮支店	盛岡市本宮6-24-43 1F	TEL:019-635-7750
東大和支店	東大和市立野3-640-1	TEL:042-590-5770
つくば営業所	つくば市花室940-6	TEL:029-863-0720
仙台支店	仙台市若林区荒井5-7-6	TEL:022-794-7066



株式会社岩瀬歯科商会と株式会社ウチャヤマは、ヘンリーシャインジャパンイースト株式会社に社名変更いたしました

改めまして、私たちはヘンリーシャインジャパンイーストです！

We try best! -for healthy and white teeth-

理事会報告

第12回理事会

日 時 令和6年2月15日（木）午後3時
場 所 茨城県歯科医師会館 役員室
報告者 柴岡 永子

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 監査報告
4. 連盟報告
5. 報 告

- (1) 一般会務報告
- (2) 開業予定の歯科医院について
- (3) 疾病共済金の支払いについて
- (4) 令和5年度噛むかむレシピコンテストの結果について
- (5) 第60回いばらき看護の祭典への後援について
- (6) 能登半島地震への義援金の状況について
- (7) 各委員会報告について
広報委員会、地域保健委員会、介護保険委員会、社会保険委員会、専門学校
- (8) その他

6. 協議事項

- (1) 入会申込みの受理について
安藤 壮平先生 鹿行地区 日大松戸卒
2種 承認
- (2) 令和5年度第2回地区会長協議会資料について
承認
- (3) 歯科医院のための内科学講座（vol.52）について
承認
- (4) 日歯広報コラム『都道府県通信』の執筆について
堤浩一郎理事に決定
- (5) 令和6年度年間スケジュール(案)について
承認
- (6) その他

【今後の行事予定について】

- 3月21日（木）16時から
第13回理事会
- 3月24日（日）8時40分から
第32回茨城県歯科医学会
- 4月18日（木）16時から
令和6年度第1回理事会

会務日誌

- 2月15日 県学校保健・学校安全表彰式が県庁講堂にて開催され、よい歯の学校などの学校保健・学校安全関係表彰の後、実践発表が行われた。なお、席上、今湊良証氏（笠間市）ほか23名が県学校保健会長表彰を受けられた。
- 出席者 榊会長
- 2月15日 第4回業務・会計監査の執行。業務並びに制度に関する監査（12月1日～1月31日）、会計に関する監査（収支現況）を実施した。
- 出席者 飯塚監事ほか6名
- 2月15日 労働保険事務組合事務担当者会議がホテルレイクビュー水戸にて開催された。
- 出席者 須能
- 2月15日 第12回理事会を開催し、入会申込みの受理、令和5年度第2回地区会長協議会資料、歯科医院のための内科学講座（vol.52）、日歯広報コラム『都道府県通信』の執筆、令和6年度年間スケジュール（案）について協議を行った。
- 出席者 榊会長ほか17名
- 2月15日 第2回地区会長協議会を開催し、令和5年度シニア共済収支現況、フッ化物応用推進事業、医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金、各委員会等実施事業報告、提出議題・要望等について（地区より）協議を行った。
- 出席者 立原日立地区長ほか26名
- 2月16日 県子どもを守る110番の家ネットワーク会議が県庁講堂にて開催され、「子どもを守る110番の家」の沿革・防犯アプリ「いばらきポリス」ほかについて協議が行われた。
- 出席者 柴崎理事
- 2月18日 「世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業」が本会館で開催され、ジュニアアスリート（運動能力の高い県内の小学4年生を対象）に対し、歯科講話を行った後、2グループに分かれての口腔内写真撮影、歯科健診・相談、ブラッシング指導を行った。
- 受講者 25名（保護者28名）
- 2月19日 県地方薬事審議会がWEB会議として開催され、地域連携薬局等の認定状況ほかについて協議が行われた。
- 出席者 大字副会長
- 2月19日 県後発医薬品の使用促進検討会議がWEB会議として開催された。
- 出席者 北見常務
- 2月19日 第10回学術委員会をWEB会議として開催し、第32回茨城県歯科医学会の開催、日歯生涯研修セミナー、有病者歯科医療実践のためのスキルアップセミナーについて協議を行った。
- 出席者 鶴屋副会長ほか11名
- 2月20日 県社会福祉審議会が県開発公社ビルにて開催された。

- 出席者 柴岡常務
- 2月21日 第2回県医療審議会医療法人部会がWEB会議として開催され、医療法人の設立認可ほかについて諮問が行われた。
- 出席者 榊会長
- 2月22日 第10回広報委員会を開催。会報3月号の校正・編集作業、4月号表紙写真、茨歯会報のデジタル化（QRコードから会報にアクセス）、レディースコーナー執筆依頼の進捗状況の報告について協議が行われた。
- 出席者 柴岡広報部長ほか5名
- 2月22日 歯科特殊健診認定講習会をWEB形式で開催。今年度は「入門編」、「継続登録編」の区別を廃止し、新規・継続にかかわらず全行程を受講することとした。
- 受講者 約300名（他県の受講者含む）
- 2月25日 能登半島地震JMAT茨城派遣出発式が県医師会で開催された。
- 出席者 榊会長ほか1名
- 2月27日 第3回国民健康保険運営協議会がWEB会議として開催され、次期茨城県国保運営方針の答申ほかについて協議が行われた。
- 出席者 柴岡常務
- 2月28日 都道府県スポーツ歯科担当理事連絡協議会が日歯会館で開催され、国民スポーツ大会への対応、スポーツ歯科の啓発・他団体との連携、スポーツデンティストの活躍の場、マウスガードの普及について協議が行われた。
- 出席者 荻野いばきスポーツ・健康づくり歯学協議会運営委員長
- 2月28日 日歯議事運営特別委員会がWEB会議として開催され、第202回臨時代議員会タイムスケジュール、地区代表事前質問一覧表及び質問内容、個人事前質問一覧表及び質問内容について協議が行われた。
- 出席者 榊日歯議事運営特別委員
- 3月7日 茨城歯科専門学校において卒業式を挙行。歯科衛生士科44名、歯科技工士科4名の学生が本校を卒業した。
- 3月7日 第6回厚生委員会を常総市内で開催し、第44回茨城県歯科医師親善地区対抗ゴルフ大会の開催、第27回茨城県歯科医師地区対抗ソフトボール大会について協議を行った。
- 出席者 谷口厚生部長ほか10名
- 3月8日 県医療事故調査等支援団体連絡協議会第1回協議会がWEB形式で開催され、医療事故調査制度と医事紛争ほかについて協議が行われた。
- 出席者 村居常務
- 3月9日 都道府県社会保険担当理事連絡協議会が日歯会館で開催され、令和6年度診療報酬改定に係る改定内容の説明についての動画が配信された。
- 出席者 大野理事ほか3名
- 3月10日 口腔ケア講習会がハイブリッド形式で開催され、「生涯口から美味しく食べるために」の演題で歯科衛生士による実技指導を交えて、小野寺歯科医院の小野寺鏡子先生が講演した。

受講者 35名

3月11日 第6回県医療審議会保健医療計画部会がWEB会議として開催され、第8次保健医療計画に関するパブリックコメント及び関係団体等への意見聴取結果と対応案ほかについて協議が行われた。

出席者 榊会長

3月11日 第2回県へき地医療支援計画策定会議がWEB会議として開催され、令和6年度へき地医療支援計画（案）ほかについて協議が行われた後、中間的へき地の地域医療のゆくえの講演が行われた。

出席者 今湊常務

3月13日 第11回社会保険正副委員長会議を開催。第11回社会保険委員会、理事会、審査、疑義、監査、社会保険担当理事連絡協議会、厚生局との指導打合せ会、診療報酬改定、各地区保険改定説明会について協議を行った。

出席者 大野社会保険部長ほか3名

3月13日 第11回社会保険委員会を開催。疑義、診療報酬改定について協議を行った。

出席者 大野社会保険部長ほか20名

3月14日 第202回日歯臨時代議員会が日歯会館にて2日間にわたり開催される。令和6年度事業計画の件、入会金及び会費の額の件、収支予算の件、資金調達及び設備投資の見込みの件、議事運営特別委員会の欠員補充承認の件について議事が執り行われた。

出席者 榊日歯代議員ほか2名

3月14日 第3回講師会を開催。進級判定及び単位認定、特待生の選考について協議した。

出席者 小澤副校長ほか16名

3月17日 介護保険講習会を開催。「知っておきたい！「口腔機能」の低下と介護現場での対応～訪問診療で必要なケア・支援のポイント～の演題で公立能登総合病院 歯科口腔外科部長 長谷剛志先生が講演された。

受講者 51名

3月19日 日学歯第110回臨時代議員会が日歯会館にて開催され、令和6年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて議事が執り行われた。なお、席上、有波三千晴氏（茨城町）ほか2名が日学歯会長表彰を受けられた。

出席者 榊日学歯代議員ほか1名

歯科特殊健康診断認定講習会報告

地域保健委員会 土屋 雄一

令和6年2月22日（木）に茨城県歯科医師会館3階講堂にて「歯科特殊健康診断認定講習会」が開催されましたので報告いたします。

今回の講習会は、会場での参加とWEBによるオンライン参加の同時開催で行いました。参加者は、茨城県歯科医師会会員以外に、日本歯科医師会、日本労働衛生研究協議会、日本産業衛生学会の会員の方にも案内したこともあり県外の方も多数参加していただき、約300名でした。

講演は、茨城県歯科医師会産業口腔保健統括マネージャーで労働衛生コンサルタントの伊藤博明先生と、茨城県歯科医師会産業口腔保健統括マネージャーで労働衛生コンサルタントの戒田敏之先生が講演されました。

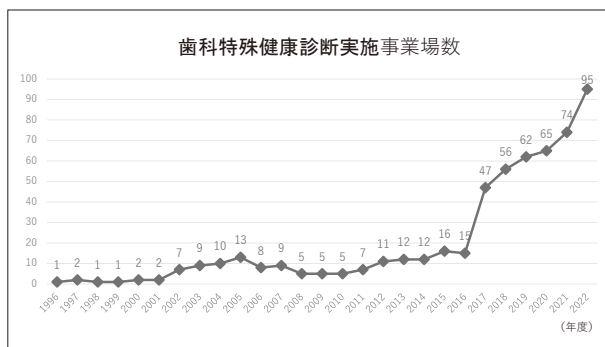
はじめに、地域保健担当常務理事の北見英理先生より挨拶と趣旨説明がありました。



歯科特殊健康診断認定歯科医師制度は平成28年より始まりました。日本歯科医師会の産業歯科医研修会とは別に当会独自の研修会を開き認定する

という制度です。

茨歯会で把握している歯科特殊健康診断実施人数・実施施設数とも毎年増加しているため、歯科医師による特殊健康診断を法規に沿って実施できる歯科医師の養成は重要です。



令和4年10月に「有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断（歯科特殊健康診断）」に関する改正が行われ、実施した歯科健康診断の結果報告は、これまでは、使用する労働者が50人以上の事業場のみ必要でしたが、改正後は、使用する労働者の数に関わらず必要となりました。また、歯科健康診断結果の報告様式は、新たに定められる「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を使用することとなりました。

それに伴い本会の歯科特殊健康診断認定歯科医師制度の見直しを行いました。

認定歯科医師制度改定の内容

1. 認定歯科医師は1年に1回、本会が行う研修

を受けることとする（受講義務化）

2. 認定歯科医師を2つのグループにわける

- ①巡視を行い事業所にて健診を実施する認定歯科医師
- ②歯科医院での健診のみ実施する認定歯科医師（認定支援歯科医師）

歯科特殊健康診断認定講習会の見直しを行いました。

今年度は「入門編」「継続登録編」の区別を廃止し、新規・継続にかかわらず全行程を受講することとしました（当日の受講が難しい場合は、オンデマンド配信で受講できます）。

続いて、伊藤博明先生が「歯科特殊健康診断について」をテーマとして歯科特殊健康診断とはどのようなものなのか、目的や流れ、報告について講演されました。



歯科医師による特殊健康診断は、労働安全衛生法第66条第3項に「事業者は、有害な業務で、政令に定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより行わなければならない」と記されており、労働安全衛生法施行令第22条第3項に「有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄リンその他菌またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務とする」とあり、さらに労働安全衛生規則第48条では、「事業者は、その

雇入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務について後6月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない」としています。該当する業務に従事する労働者が1人でもいれば事業者は歯科医師による健康診断を行わなければいけません。「たまに使う」「少量使うだけ」はやらない理由になりません。労働安全衛生法第120条1項で、労働者に健康診断を受診させていない使用者に対して50万円以下の罰金を科しています。

特殊健康診断とは、労働衛生対策上、特に有害であると言われている業務に従事する労働者等を対象として実施する健康診断で、有害業務に起因する健康障害の状況を調べる健康診断です。

特殊健康診断の目的と意識

- ①事業者責任が明確であること
- ②業務列挙方式である（対象となる作業、物質、場所などを指定）
- ③特定の疾病を対象としている（特定の業務について）
- ④実施回数の規定
- ⑤業務歴、既往歴の重要性
- ⑥作業状況調査の重要性
令和2年7月1日施行「化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目の見直し」により「作業条件の簡易な調査」問診票の記入提出が必須になりました。
- ⑦自覚症状の把握
- ⑧業務起因性の判断

特殊健康診断は事業者責任のため、実施時間は就業時間内で実施し、時間外であれば残業手当等の支給や歯科医院で実施ならば交通費が必要となります。また、歯科医師の特殊健診では、有害業務従事者（人）が対象ではなく、有害業務を取り扱う場所が対象となることを確認します。

労働衛生の目的は、「働く人たちが健康で気持ち

よく、生き生きと働けるようにすること」であり、

- ①作業環境管理（作業場の空気の管理）
- ②作業管理（作業のやり方、保護具の管理）
- ③健康管理（健康診断を中心とした管理）

この3つを労働衛生における3管理といい、これに労働衛生管理体制と労働衛生教育とを加えて5管理ともいい、労働衛生の進め方の基本となります。

歯科特殊健康診断の内容は、有害要因（酸、フッ化水素、黄りん等）に起因する、口腔に現れる健康障害症状（歯の酸蝕症、口内炎、皮膚炎等）を診ます。行う時は、う蝕と歯周疾患のことは忘れず。そして問診は必須で、問診をやらない特殊健康診断はあり得ません。

歯の酸蝕症（歯牙酸蝕症）の基礎知識 茨歯会 産業歯科保健マニュアルP3

歯の酸蝕症（歯牙酸蝕症）とは？

細菌（プラーク）が直接的に関与することなく、酸の化学作用によって歯の腐食ないし実質欠損をきたしたものをいう。職業的には、作業環境中に発生した酸のガス、蒸気、ミストなどが、硬組織である歯面に接触することによって、歯の脱灰、溶解が起こるものと定義されています。

【好発部位と特徴について】

疾患	主要因	部位	形	その他
歯の酸蝕症	酸のガス	前歯唇面	皿状	口唇の位置に関連
	蒸気	切縁側	鈍縁	年齢に無関係
	ミスト	(特に下顎)		

歯牙酸蝕症 レ21

ミスト：大気中に浮遊するほぼ10μm以下の液体の微粒子

歯科特殊健康診断の手順と流れ

- ①衛生担当者・衛生推進者・担当者との打ち合わせ
相互の信頼と歯科特殊健康診断に対する理解を深める。歯科特殊健康診断の内容の確認、事業者からの要望の確認をする。
- ②実施日・時間・場所・料金等の決定
問診票・業務歴等の必要事項は、事業者が事前に調査し記入する。
- ③歯科特殊健康診断の実施
実施前に該当作業場の職場巡視をする事が望ましい。
場合によっては、作業場の見取り図や作業環境測定の結果も確認する。
- ④歯科特殊健康診断実施時の歯科保健・健康教育指導、

衛生教育を行う

⑤結果報告

健康診断が終わったら事業者宛に「歯科特殊健康診断結果報告書」を提出する。

事業者は管轄の労働基準監督署に「歯科健康診断結果報告書（様式6号の2）」を提出する。

⑥定期的歯科健康診断を実施

6ヶ月以内ごとに1回、こちらから連絡をして定期的に行う。

鑑別診断のためには、詳細な問診・職場巡視・口腔内写真は必須となります。上下前歯部の写真は通常の健診票では表現できない情報があり、診断およびその場限りでは分かりにくい経時変化などその後の管理にきわめて有用です。不明なことは、写真を資料として、産業保健総合支援センター、あるいは歯科出身の労働衛生コンサルタント等から意見と助言を得るようにするとよいです。

担当認定歯科医師は歯科特殊健康診断終了後、1ヶ月以内に茨城県歯科医師会事務局に終了報告をします。

職場巡視

1. 現場を見せてもらう

歯科医師の職場巡視の根拠は「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年）」にあります。

2. 現場で何を見るか

労働衛生の3管理（作業環境管理→作業管理→健康管理）に従って見る。あわせて整理、整頓、清潔、清掃、しつけ（5S）の状況を見ます。

- ①空気の状態を見る（作業環境管理）五感で感じる：局所排気・全体換気装置は機能しているか。
- ②作業方法を見る（作業管理）扱っている化学物質名、使い方も確認する：保護具は使用・管理されているか。作業姿勢に無理はないか。
- ③健康状態を見る（健康管理）：顔色が悪くないか。活気があるかを感じとる。

④ 5 Sを見る：整理、整頓、清潔、清掃、しつけ

問診内容

1. 作業歴

現在の作業場だけではなく、過去の就業状況（高専・大学・大学院での使用状況も含め）

2. 作業頻度、取扱物質の使用量、作業方法

時間的、量的、危険度等の確認

3. 保護具の使用状況・換気の有無

常時使用か、作業時のみか、何を使用しているか
どのような局所排気装置か、全体換気か

次に、戒田敏之先生が、「歯科特殊健康診断の実際 今後の課題について」をテーマに講演をされました。



個人票の改定、所轄労基署への報告義務の変更

有害な業務に係る歯科健診の結果報告が全ての事業場に義務化となったため、今まで実施していない小規模事業場からの依頼が増加してくる。そのため、曝露危険の多い就労者が増加することが予想されます。

小規模事業場の労働衛生管理

50人以下の事業場では産業医の選任義務はなく衛生推進者のみです。作業環境管理・作業管理が行き届かないことも見受けられるため、健康障害が心配されます。そのため、職場巡視や作業状況

の簡易な調査票の活用は重要です。また、健康管理としての歯科健診で、酸・フッ化水素による曝露と断定できないが疑いのあるものは、有所見者として報告し経過観察として経過を見ていくようにするため、事業者提出用の個人票を改定します。

報告書の変更で大切な事項

- ・以前は年1回であった報告書の労基署への提出が6ヶ月に1度に変更となりました。
- ・歯科医師の有害業務における歯科健診を実施したすべての作業場は、人数に制限なく、報告義務があります。
- ・歯科医師の有害業務における歯科健診は、特別規則における健診回数の減免はなく、安衛則第48条に準じて実施します。

報告書の変更で大切な事項

- ・以前は年1回であった報告書の労基署への提出が6ヶ月に1度に変更になったこと。
- ★すべての歯科医師の有害業務における歯科健診を実施した作業場は、人数に制限なく、報告義務があること。
- ★歯科医師の有害業務における歯科健診は、特別規則における健診回数の減免はない。

安衛則第48条に準じて実施すること

自律的な化学物質管理とは何か？

これまでは、化学物質管理について、どのようにすれば良いか、国が法令に定めておいてくれました。事業者はそれに従っていればよかったため、法令に違反していなければ、国に責任がありました。ただし、法令に違反すれば、処罰される可能性もあります。

これからは化学物質をどのように管理するかを事業者自らが考えて行わなければならなくなっており、専門的な知識と能力が必要です。そのため、災害が発生し、労働者や顧客に被害が発生すれば、多額の損害賠償を受ける恐れもあります。

化学物質の自律的な管理への移行

現在の化学物質規制の仕組みは、国が危険性や有害性等の高い化学物質を個別に特定して、特定化学物質障害予防規則（特化則）や有機溶剤中毒予防規則（有機則）等により具体的な措置内容設備規制、作業環境測定、健診などを法令で規定し、これを労働基準監督官による監督指導で順守を図っており、有害性が判明した物質について法規制を追加してきました。しかし今後は、有害な化学物質について、その有害性や関連データを掲載した「安全データシート（SDS）」を公表し有害性に関する情報を提供し、事業者は、これらの物質を取り扱う作業について、リスクアセスメントを行い、その結果に応じて自ら判断して必要な対策を講じ、労働者への曝露を濃度基準値以下に抑える必要があります。現在、リスクアセスメント対象物質は674物質ですが、段階的に増やし約2900物質になります。これらについて、リスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントはどのようなことを行うか

有害物質から就労者を守るため、リスク低減措置の検討をすることです。

①設計や計画の段階における対策（リスクの除去）

危険性・有害性の高い化学物質等の代替等

②工学的対策（リスクの隔離）

局所排気装置の設置等

③管理的対策（リスクの回避）

作業手順の改善、4S活動、安全教育訓練等

④個人用保護具の使用（リスクの低減）

ヘルメット、保護メガネ、有効な保護具の使用等

リスク低減措置の優先順位：①>②>③>④

リスクアセスメント対象物健康診断

安衛則第577条の2第3項に基づく健康診断（第3項健診）は、特殊健康診断のように特定の業務に常時従事する労働者に対して一律に健康診断の

実施を求めるものではなく、自律的な化学物質管理の一環として、リスクアセスメントの結果に基づき、健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対して、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するものです。

リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められた者について、当該リスクアセスメント対象物による健康影響を確認するために実施します。

第3項健診の実施頻度は、産業医又は医師等の意見に基づき事業者が判断します。有害性ごとに健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断された場合の実施頻度の設定例として、歯科領域の健康障害を含む、急性以外の健康障害の場合は、3年以内ごとに1回となっています。

歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とし、検査項目は、歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診です。安衛則第48条の健診ではなくて新たな健診として行います。

アウトソーシング作業場での歯科健診と値段設定

県・市町村・事業者が業者に委託するケースは、委託先からの許可が必要になり、直接作業場を巡ることができず、作業環境管理・作業管理への対応が困難になることがあります。そのため個別の作業については、簡易調査票を用いて状況を判断します。この場合の、健診料金は、他の健診機関による健診漏れ者と同じ扱いで、5,500円に設定します（ただし、歯科医院のみでの健診の場合）。

事業者・歯科医師会事務局との報告・連絡・相談の徹底

- ・ 歯科医師会の事業なので自分の都合で対処しないこと。
- ・ 歯科健診が実施できないときは必ず連絡すること。
- ・ 法定健診なので労基署への報告義務があることを事業者伝える。
- ・ 事業場からの連絡を待つのではなく、歯科医院から連絡して約束をとることが大切です。

インボイス制度への対応

事業者からインボイス登録について質問された場合、登録していない場合はその旨ははっきり伝えてください。登録していないことにより健診を断られたら歯科医師会に連絡してください。免税事業者は、インボイス登録には慎重な判断を必要としますので、まずは、自院の税理士・公認会計士と相談をしてください。

産業保健活動の基本

産業保健（特殊健診）は地域・学校保健（1歳6ヶ月・3歳児健診、学校健診）とは別物です。地域・学校保健は市町村・学校から必ず、日程についての問い合わせがあり忘れることはありませんが、産業保健は事業場に積極的に連絡しないと実施できません。責任を持って対応することが大切です。

最後に、年々、歯科特殊健康診断の申込が増えているなか、茨城県歯科医師会としては、認定歯科医制度を継続し、認定歯科医の資質向上や情報共有を図っていきたいと思っております。これから新規に歯科特殊健康診断に取り組んでみたい先生は是非次回の講習会にご参加ください。また現在取り組んでいらっしゃる先生もこれからもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。





「世界に羽ばたくトップアスリート育成事業」におけるスポーツ医科学プログラム実施報告

いばらきスポーツ・健康づくり歯学協議会運営委員 鈴木 聡美

令和6年2月18日（日）、茨城県歯科医師会館にて「世界に羽ばたくトップアスリート育成事業」におけるスポーツ医科学プログラムが開催されましたので報告いたします。

この事業は、茨城県と茨城県スポーツ協会が国内外で活躍するトップアスリートを茨城県から輩出することを目指し、ジュニアアスリート発掘・育成を中心とした競技力の向上を図る事業で、茨城国体を契機に令和2年度に始まりました。毎年県内の小学4年生から、基礎運動能力が優れた男女30名程を選抜し、4年生から6年生までの間、プロチームや大学、各種団体などと連携し、効果的なトレーニング方法、アスリートに必要な栄養学などの学習、様々な競技の体験等の育成プログラムを集中的に実施して トップアスリートを目指すための知識や能力の向上を図る事業です。この事業の先進県である岩手県では平成19年に始まり、スキージャンプ競技の小林陵侑選手など多くの代表選手を輩出しています。いばらきスポーツ・健康づくり協議会運営委員会（以下、SHP）では、令和3年度より医科学部門の一部を担当しており、今回は3回目の実施となりました。

当日は、茨城県スポーツ協会の運営のもとに行われ、ジュニアアスリート育成選手第4期生25名、保護者28名が参加し、講演ならびに歯科健診・ブラッシング指導を行いました。講演は加藤



昌裕SHP委員による「スポーツと歯のかかわり」、SHP委員である私からは「ブラッシングについて」申し上げました。口腔内ケアの重要性、マウスガードの目的と効果、既製品とカスタムメイドタイプの違い、マウスガードを使用する競技、歯並びや咬み合わせの問題とスポーツにおける怪我やパフォーマンスへの影響についての講演で、特に歯の外傷に対する応急処置を破折、亜脱臼、脱臼

に分けたガイドラインが保護者から非常に分かりやすいとの感想をいただきました。

その後、1階の実習室に場所を移し、育成選手の歯科健診、口腔内写真撮影、保護者を交えてのブラッシング指導、歯科相談を行いました。個別指導、相談においては矯正治療とマウスガードの相談が多く、歯科に対して熱心な保護者が多くみられました。来年度はいばらきスポーツデンティストの先生からの協力を考えております。

将来、この事業からオリンピックメダリストや日本代表選手が生まれることを期待しています。





【歯科技工士国家試験】

(歯科技工士科)

令和6年2月18日(日)、全国統一歯科技工士国家試験が日本歯科大学生命歯学部において実施されました。

今年はコロナ禍が明け、受験生の4名は余計な心配をせず、国家試験に向けて集中して準備することが出来ました。

試験当日には、大字校長が応援に駆けつけてくださり、気候も2月とは思えないような暖かさで、心身共に落ち着いて試験に臨めたようでした。

合格発表は3月26日(火)14時となっております。全員が2年間の学習成果を合格という形で残すことができると祈っております。

そして、免許取得後は各々の場所で歯科技工士として歩み出すこととなりますが、2年間学んだ歯科技工の基本を忘れず、臨床の場で技術を磨き、歯科技工士として長く活躍し続けることを期待しております。

(文責 小田倉)

【歯科衛生士国家試験】

(歯科衛生士科)

令和6年3月3日(日)に第33回歯科衛生士国家試験が大妻女子大学(東京都)で実施されました。

前日の東京に向かうバスの中では自分で作成したノートを再確認し、お互いに問題を出し合うなど熱心な様子がみられました。宿泊先に到着後は、

同行していただいた小澤副校長に活発に質問に対し説明をいただき、その後各々の部屋では明日の試験に備えて知識の確認をしていたようです。

試験当日の朝は、大字校長も激励に来てくださり、クラス全員で合格への士気を高めて試験会場に向かいました。会場に入る前には、「組織・発生学」「病理学」「口腔病理学」の講師である東京歯科大学の橋本貞充先生から激励の言葉をいただきました。

試験終了後の学生の安堵の表情を見たときには、これまでの勉強の成果を発揮できたことを感じました。国家試験に向けて前向きにコツコツと勉強に取り組み、3年間培ってきた学びの成果が3月26日(火)の合格発表で示されますが、全員が合格することを願っております。

卒業後は、本校で学んだ知識を基に活躍してくれることを期待したいと思います。

(文責 庄司)



【令和5年度卒業式挙行】

喜びと期待を胸に

3月7日（木）午前10時より茨城県歯科医師会館講堂で、卒業生を含む関係者約180名を集め、茨城歯科専門学校卒業式が挙行されました。

本年度の卒業生は歯科衛生士科44名、歯科技工士科4名です。

式は小澤永久副校長の司会により進められ、校歌斉唱に続き、高根正敏教務副部長（歯科衛生士科）野口知彦教務副部長（歯科技工士科）が卒業生の氏名点呼を行い、大字崇弘校長から一人ひとりに卒業証書、記念品が授与されました。



卒業証書、記念品の授与

次いで成績優秀者・無欠席者・特待生の表彰が行われました。

◇成績優秀賞

（歯科衛生士科）

稲石真純さん、照沼萌さん、田所央楓さん

（歯科技工士科）

鴨志田俊之さん、草野海斗さん

◇皆勤賞

（歯科衛生士科）

稲石真純さん、菊地彩花さん、田所央楓さん

（歯科技工士科）

草野海斗さん、森田竜生さん、鴨志田俊之さん

◇特待生褒賞

（歯科衛生士科）

照沼萌さん

（歯科技工士科）

鴨志田俊之さん

以上の表彰者に表彰状と記念品が授与されました。

次に大字崇弘校長が式辞を「卒業後の進路は、皆さん異なりますが、それぞれの職場でのこれからの研鑽は、皆さんの将来にとって大変重要な事となります。単に技術の習得ばかりではなく、患者さんと心から触れ合える、痛みのわかる歯科衛生士、歯科技工士になってください。今日の感動を忘れず、真摯な心で、常に正しく、志高く邁進することを希望してやみません。卒業生の皆さんが、幸多き人生を歩まれることを祈念し、式辞といたします。」と述べられました。

その後の榊正幸名誉校長の訓辞では「振り返れば決して平坦な道ばかりではなく、躓いたり悩んだりしたこともあったと思いますが、その一つひとつが生活の貴重な体験としてこれからの人生の糧となると思います。人生は晴れの日もあれば雨の日もあります。どんなに困難なことが起こっても頑張っって負けないで歯科衛生士、歯科技工士の道を進んでください。」とはなむけの言葉が送られました。

続いて岩村昌子県歯科衛生士会会長、瀬谷公子県歯科技工士会会長の祝辞をいただきました。

また、田澤重伸水戸市歯科医師会会長、小河原智美歯科衛生士科同窓会真珠会会長、服部敏之歯科技工士科同窓会みわ会副会長らの来賓紹介が行われました。

次に、特別表彰として、表彰者が紹介されました。

特別表彰

◇いばらき専門カレッジリーグ賞

（歯科衛生士科）

馬場美枝さん

（歯科技工士科）

森田竜生さん

- ◇日本歯科衛生士会長表彰
学術優秀賞（歯科衛生士科）
菊地彩花さん
- ◇日本歯科技工士会長表彰
学術優秀賞（歯科技工士科）
鴨志田俊之さん

その後、在校生代表の会沢ゆうさんの「人々に愛される歯科衛生士、歯科技工士になって私たちの模範でいて下さい。」と心のこもった送辞を受けて、卒業生を代表して井川里律さんが感謝の言葉とともに「立派な歯科衛生士、歯科技工士になることを誓います。」と答辞を述べました。

最後に、卒業生代表の内山蓮太さんからの記念品贈呈で式は終了し、記念撮影ののち、卒業生や関係者は謝恩会会場「ホテルテラスザガーデン水戸」に向かいました。



送辞を述べる会沢ゆうさん

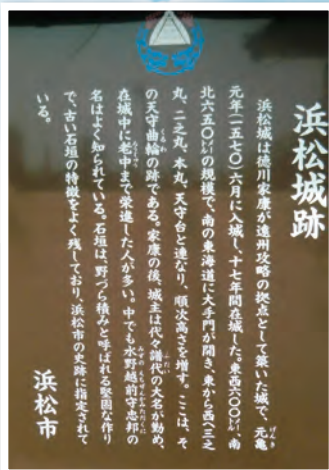
(文責 川崎)



答辞を述べる井川里律さん

みんなの写真館

Photo Gallery



(社) 茨城県南歯科医師会 齊藤 澄夫

会員数

令和6年2月29日現在

地 区	会員数(前月比)
日 立	118
珂 北	144
水 戸	158 -1
東西茨城	73
鹿 行	101
土浦石岡	178
つ く ば	146
県 南	176
県 西	153
西 南	98
準 会 員	13
計	1,358 -1

みんなの写真館写真募集！

このページには皆さんからの写真を掲載できません。表紙写真に関連した写真、ご自宅の古いアルバムに埋もれた写真などをお送り下さい。

1種会員 1,089名
2種会員 93名
終身会員 163名
準会員 13名
合計 1,358名



Ibaraki Dental Association
公益社団法人 茨城県歯科医師会

茨 歯 会 報

発行日 令和6年4月
発 行 茨城県歯科医師会 水戸市見和2丁目292番地の1
電 話 029(252)2561~2 FAX 029(253)1075
ホームページ <https://www.ibasikai.or.jp/>
E-mailアドレス id-05-koho@ibasikai.or.jp

発行人 渡辺 進
編集人 柴岡 永子



この会報には、環境に配慮して植物油インキを使用しております。